

平成19年第1回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成19年3月5日 (月)			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 (開 議)	3月5日 午前9時00分宣告 (第1日)			
応 招 議 員	1番	松本正美	2番	加藤正雄
	3番	山田新太郎	4番	横江正己
	5番	安井興紹	6番	伊藤俊一
	7番	山田邦夫	8番	吉田正昭
	9番	山田乙三	10番	林英子
	11番	小原喜一郎	12番	中村英子
	13番	黒川勝好	14番	菊地久
	15番	高阪康彦	16番	猪俣二郎
	17番	大原龍彦	18番	飯田正勝
	19番	伊藤正昇	20番	鈴木泰彦
不 応 招 議 員	21番	奥田信宏		

地方自治法第 121条の規 定により説明 のため出席し た者の職氏名	常勤特別職	町長	横江 淳一	助役	水野 一郎
	行政改革推進室	室長	飯田 晴雄		
	総務部	部長	坂井 正善	次長兼 総務課長	加藤 恒弘
		税務課長	長尾 彰夫		
	民生部	部長	石原 敏男	次長兼 福祉課長	斎藤 仁
		住民課長	犬飼 博初	児童課長	佐藤 一夫
		環境課長	上田 実	保健課長	西川 和彦
	産業建設部	部長	河瀬 広幸	次長兼 土木課長	水野 久夫
		次長兼 都市計画課長	佐野 宗夫	下水道課長	絹川 靖夫
		農政商工課長	山田 晴雄		
水道部	次長	上田 正治	水道課長	小酒井敏之	
消防本部	消防長	加賀 松利	消防署長	山内 巧	
教育委員会事務局	教育長	工藤 健三	次長兼 教育課長	伊藤 芳樹	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議事会局	局長	大河内幹夫	書記	山田 克彦
議事日程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				
会議録署名議員	議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。 (会議規則第120条)				
	5番	安井 興紹	20番	鈴木 泰彦	

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 選挙第1号 海部地区休日診療所組合議会議員の選挙
- 日程第4 選挙第2号 海部南部広域事務組合議会議員の選挙
- 日程第5 同意第1号 蟹江町教育委員会委員の任命について
- 日程第6 議案第1号 平成18年度蟹江町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第7 議案第2号 平成18年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第8 議案第3号 平成18年度蟹江町土地取得特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第4号 平成18年度名古屋都市計画事業蟹江第二学戸土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第5号 平成18年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第6号 平成18年度蟹江町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 所信表明
- 日程第13 議案第7号 蟹江町安全なまちづくり条例の制定について
- 日程第14 議案第8号 蟹江町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第9号 蟹江町の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第10号 蟹江町基金設置条例の一部改正について
- 日程第17 議案第11号 蟹江町乳幼児医療費支給条例の一部改正について
- 日程第18 議案第12号 蟹江町遺児手当支給条例及び蟹江町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第13号 海部地区水防事務組合規約の変更について
- 日程第20 議案第14号 海部地区休日診療所組合規約の変更について
- 日程第21 議案第15号 海部南部広域事務組合規約の変更について
- 日程第22 議案第16号 海部地区環境事務組合規約の変更について
- 日程第23 議案第17号 愛知県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 日程第24 議案第18号 平成19年度蟹江町一般会計予算
- 日程第25 議案第19号 平成19年度蟹江町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第26 議案第20号 平成19年度蟹江町老人保健特別会計予算
- 日程第27 議案第21号 平成19年度蟹江町土地取得特別会計予算
- 日程第28 議案第22号 平成19年度名古屋都市計画事業蟹江第二学戸土地区画整理事業特別会計予算
- 日程第29 議案第23号 平成19年度蟹江町介護保険管理特別会計予算
- 日程第30 議案第24号 平成19年度蟹江町介護サービス事業特別会計予算
- 日程第31 議案第25号 平成19年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計予算

- 日程第32 議案第26号 平成19年度蟹江町公共下水道事業特別会計予算
日程第33 議案第27号 平成19年度蟹江町水道事業会計予算
追加日程第34 選挙第1号 海部地区休日診療所組合議会議員の選挙
追加日程第35 選挙第2号 海部南部広域事務組合議会議員の選挙
追加日程第36 同意第1号 蟹江町教育委員会委員の任命について

○議長 猪俣二郎君

皆さん、おはようございます。

平成19年第1回蟹江町議会定例会を開催いたしましたところ、定刻までにご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、上田環境課長より病気入院の際のお礼がしたい旨の申し出がありましたので、発言を許可いたします。

○環境課長 上田 実君

あいさつした。

○議長 猪俣二郎君

本日の欠席の届けは、奥田信宏君でございます。

ただいまの出席議員は20名です。定足数に達しておりますので、これより平成19年第1回蟹江町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

参与者には、町長、助役、教育長、部長、次長、関係課長の出席を求め、書記には山田克彦君を指名いたします。

ここで、去る2月28日開催されました議会運営委員会の協議結果の報告を求めます。

議会運営委員長、小原喜一郎君、ご登壇ください。

(11番議員登壇)

○議会運営委員長 小原喜一郎君

11番 小原喜一郎でございます。

去る2月28日午前9時より議会運営委員会を開催いたしましたので、その協議の結果について報告を行います。

なお、お手元にはその説明資料が配付してございますので、ごらんになりながら聞いていただきたいと思います。

まず最初に、会期の決定についてでございますけれども、平成19年3月5日、本日月曜日から3月23日金曜日まで19日間といたします。

2つ目、議事日程についてでございますが、3月5日月曜日、本日午前9時より、議案上

程、追加日程といたしまして選挙第1号、第2号、同意第1号、以上を追加日程といたしまして審議、採決を行います。本会議終了後、全員協議会を開催いたします。

3月6日火曜日、午前9時より、本日、全員協議会が終了しない場合、継続して、あす午前9時より全員協議会を行います。

3月8日木曜日、総務文教常任委員会、午前9時より開催いたします。付託案件の議案第7号、第8号、第9号、第10号について審査を行います。

続きまして、同日午後1時30分より厚生常任委員会を開催いたします。付託案件の議案第11号、第12号を審査いたします。

続きまして、3月9日金曜日、午前9時より市町村合併特別委員会を開催いたします。

同日、午前10時30分より行財政改革に関する特別委員会を開催いたします。

3月12日月曜日でございます。午前9時より本会議を開催し、代表質問を行います。当日、代表質問が終了いたしました場合、引き続き議会運営委員会を開催いたしまして、意見書等の取りまとめを行わせていただきます。

なお、12日に代表質問が終了しない場合、引き続き13日火曜日、午前9時より本会議を開催し代表質問を継続して行います。同様に、延期になりますので、議会運営委員会を終了後開催いたしまして、意見書の取りまとめを行います。

それから、3月15日木曜日でございますが、午前9時より本会議を開催し、予算審議を行います。

なお、当日、予算審議が終了しない場合、翌日3月16日金曜日、午前9時より継続して予算審議を行います。

次に、3月22日木曜日でございますが、本会議を開催し、追加議案上程後、精読とし、議案審議・採決を行います。

なお、議会運営委員会を午前9時から開催する予定をしておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

続きまして、3月23日金曜日、午前9時より、特別な事情により本会議を開催する必要がある場合は予備日として設けさせていただきましたので、よろしくお願いをいたします。

次に、3番目でございますが、人事案件についてでございます。

(1) 選挙第1号「海部地区休日診療所組合議会議員の選挙」及び選挙第2号「海部南部広域事務組合議会議員の選挙」は、追加日程により選挙を行います。選挙の方法につきましては、議長の指名推選とさせていただきます。

なお、本日、休憩中に常任委員会を開催し、委員の候補者の互選をお願いしたいと思います。

(2) 同意第1号「蟹江町教育委員会委員の任命について」は、追加日程により審議・採決いたします。

次に、4番目であります、代表質問についてであります。

質問順序は、①清新クラブ、②日本共産党、③新政会、④21フォーラム、⑤民主党、⑥公明党とさせていただきます。

なお、本日、正午までに質問者の氏名の通告をお願いしたいと思います。

5番目、予算審議についてでございますが、審議等につきましては先例に基づいて行います。

(1) 一般会計の歳入歳出に対する総括的な質疑及び歳入の質疑は、1人各3回までといたします。

(2) 歳出につきましては、款ごとに審議を行いますが、それぞれ款ごとに1人各3回までといたします。

(3) 特別会計は、会計ごとに1人各3回までといたします。

なお、提案説明の順序は説明員ごとに行います。

6番目、意見書等についてでございますが、12月定例議会後に提出されました意見書4案件の取り扱いについて、代表質問終了後、議会運営委員会を開催して協議いたします。

内容は、(1) リハビリテーション日数制限の撤廃を求める意見書

(2) トンネルじん肺根絶の根本的な対策を求める意見書

(3) 消費税引き上げに反対する意見書

(4) 柳澤伯夫厚生労働大臣の暴言に関する意見書

以上でございます。

次に、7番目でございますが、特別委員会の開催についてであります。先ほど説明申し上げましたように、(1) 市町村合併特別委員会を9日金曜日、午前9時より開催いたします。

(2) 行財政改革に関する特別委員会を9日金曜日、午前10時30分より開催いたします。

両委員会の審査結果の委員長報告は、最終日22日に行うことといたしました。

8番目、議会関係条例及び規則についてでございます。

議案第28号「蟹江町議会委員会条例の一部改正について」及び議案第29号「蟹江町議会会議規則の一部改正について」を、最終日に上程・審議・採決といたします。

なお、議案は15日の予算審議の前の本会議場で配付を行いますので、よろしく願いいたします。

最後になりましたが、その他についてでございます。

(1) 報道撮影取材の申し入れがございまして、その取り扱いについて協議をさせていただきました。

全員協議会件名第5番目に「金属類が積み上げられた家屋に係る経過について」の議題がございすけれども、本件についてテレビ局3局からの取材の申し入れがございまして、その取り扱いについて協議した結果、本件については、仮に本日、審議の予定があっても延ば

して、明日、冒頭で審議を行うこととさせていただきました。議場につきましても、全員協議会場にいたしますけれども、可能な限り傍聴者を受け入れようということで、模様がえを多少しますので、そういう点で協議を行ったものでございます。もう一つは、町の顧問弁護士を同席させるよう申し入れがございましたので、同席させることといたしました。

なお、その後におきまして現地の状況に多少の変化がございまして、私も、きのう、おととい、さきおとといと現地を見させていただいて、撤去について終了したような関係で、この取材の関係ですね、ニュース性の変化がございまして、テレビ局2局からの取材撤回の申し入れがあったようでございます。しかし、1局は取材の仕方が違うからということで、なお取材を取りやめるかどうかについて結論が出ていないようですので、継続して、明日、冒頭で審議を行うことといたしまして、その後変化がありましたら、議長とも相談した上で、議会運営委員会をきょうどこかで招集して、取り扱いを協議するかどうかといたしたいと思っております。

以上でございます。

(発言する声あり)

失礼いたしました。その他の2つ目を落としましたので、追加させていただきます。

(2) 議員表彰について。

2人の議員さんが議長会長の表彰があったようでございますので、その取り扱いについて協議をいたしました。飯田正勝議員が「議員30年表彰」を受けられることになりました。それから、大原龍彦議員が「議員15年表彰」を同じように受けられることになりました。したがって、全員協議会の冒頭で議長より伝達をしていただくことといたしましたので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

(11番議員降壇)

○議長 猪俣二郎君

どうもありがとうございました。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、5番安井興紹君、20番鈴木泰彦君を指名いたします。

○議長 猪俣二郎君

日程第2 「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月23日までの19日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、会期は19日間と決定いたしました。

○議長 猪俣二郎君

日程第3 選挙第1号「海部地区休日診療所組合議会議員の選挙」を行います。

選挙理由の説明を求めます。

○議会事務局長 大河内幹夫君

説明した。

○議長 猪俣二郎君

選挙理由の説明が終わったので、選挙第1号は精読にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、選挙第1号は精読とされました。

○議長 猪俣二郎君

日程第4 選挙第2号「海部南部広域事務組合議会議員の選挙」を行います。

選挙理由の説明を求めます。

○議会事務局長 大河内幹夫君

説明した。

○議長 猪俣二郎君

選挙理由の説明が終わったので、選挙第2号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、選挙第2号は精読とされました。

なお、選挙第1号、選挙第2号は午前中の休憩時間に厚生常任委員会を会議室で開催し、組合議会議員の選出をお願いいたします。また、選出されましたら議長までご報告をお願いいたします。

○議長 猪俣二郎君

日程第5 同意第1号「蟹江町教育委員会委員の任命について」を議題といたします。

提案に先立ち、工藤教育長より発言したい旨の申し出がありましたので、許可をいたします。

○教育長 工藤健三君

失礼をいたします。

議長のお許しをいただきましたので、同意第1号の提案に先立ちまして、この場をおかりして一言ごあいさつを申し上げます。

このたび、一身上の都合によりまして、3月31日付をもちまして教育委員と教育長を退任

させていただくことになりました。

10年の間お世話になりましたけれども、その間、議員の皆様方には格別なご指導、ご鞭撻を賜りまして、まことにありがとうございました。厚く御礼を申し上げます。今後とも蟹江町の教育行政のために温かいお力添えをいただきますよう、よろしくお願いを申し上げます、一言ごあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長 猪俣二郎君

それでは、提案理由の説明を求めます。

○教育部次長・教育課長 伊藤芳樹君

提案説明した。

○町長 横江淳一君

それでは、失礼をさせていただきます。

教育委員任命に伴いまして、議会の皆様方に同意をいただく前に、一言ご説明をさしあげたいというふうに思います。

今回お願いをいたします石垣武雄氏は、これまで、今説明ございましたように、須西小学校並びに学戸小学校の校長として蟹江町の教育のために貢献をしていただいております。その間、海部教育事務所指導課長を初めといたしまして、海部地区小・中学校長会長を歴任するなどして教育行政にも大変尽力をいただいております。教育委員としてふさわしく、適任者であるというふうに思っております。

今後、目まぐるしく変わるとされる教育改革等々にも十分力を発揮していただける人材だというふうに思っておりますので、議員の皆様方の同意をいただきますよう、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

以上です。

○議長 猪俣二郎君

提案理由の説明が終わったので、質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております同意第1号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、同意第1号は精読とされました。

○議長 猪俣二郎君

日程第6 議案第1号「平成18年度蟹江町一般会計補正予算(第6号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 坂井正善君

提案説明した。

○議長 猪俣二郎君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

○3番 山田新太郎君

3番 山田新太郎でございます。

本当に基本的な、素人的な質問をさせていただきます。

これ13億円のうちの大半の事業が19年度以降に行われる事業でございます。現在、3月議会であって、予算審議が行われる会議であるわけですが、民間的には、単年度予算ですから19年度に使うものは19年度で処理すると、もしそれをやらない場合には粉飾決算ということで、税務署が立ち入って、えらい事業、今でも民間で3社ほど新聞に載って騒いでおるわけですが、そのような原則、つまり19年度以降に使うものをわざわざ18年度の予算の中に繰り込むというのは、私には非常に理解がしにくいわけですが、その原則を破ってまでされる理由をですね、私もこれから町民の皆様にもどうしても質問されると思うんですね、だから、それを質問された場合に、原則を破ってまでもする理由をぜひお聞かせ願いたいと。

それから、今、19年度の方のものを18年度に入れるわけですが、私の一番知りたいのは、本来、19年度で予算を私は組むべきだと思うんですが、その18年度に繰り入れた分を、もしというか、原則どおり、民間なら原則でやらざるを得ないんですが、原則どおり19年度の方の予算に計上していた場合、18年度と19年度の差をぜひはっきり教えていただきたい。私ではわからんものですから、それもまた町民の皆さんに聞かれると思いますので、19年度に、今回入れておられる額をですね、原則どおり、いろんな理由があって町側は苦労されて当然このことをやっておられることは重々理解しますので、町民の方に聞かれたときに、わかりやすいようにですね、これだけの額は本来は、本来という言葉もいけませんよ、こういうふうにならざるわけですから、19年度の方を18年度に繰り入れするものを原則どおりに19年度でやった場合、どのくらいの額になって、比較としてどんなものかということをお教えいただきたいというのが、まず一つ目です。

お願いします。

○教育部次長・教育課長 伊藤芳樹君

今回の18年度の補正予算の関係で大半が実は教育課の関係になってきますので、そういうことで、ちょっとご説明申し上げたいと思います。

今回、実は蟹江中学校の屋内運動場と蟹江中学校の本館の耐震補強の工事があるわけですが、この工事につきまして、実は私ども教育課の方としましては、当然、通常であれば平成19年度事業として計画も立っておりまして、今回もその予定で19年度の当初に上げようと

いうことで、実際に当初予算の中に最初組もうという格好でしておりました。

ところが、当然、補助金やなんかも19年度の補助金という格好で考えていたわけですが、実は国の方が平成19年度の当初事業を18年度でもって前倒しをします。そういうことで、国の方が平成18年度に補正予算を組まれて、その国の補正予算ということは、要は蟹江町がやろうとしている19年度の事業の補助金やなんかを18年度の事業でもって国は進めようというところで今回決定されてきたわけです。

それで、今、もうじき終わろうとしています国の通常国会で国の補正予算が認められて、この学校の関係の補助金もその中に組み入れられておるわけでございますので、今回、国から県を通じて町の方に、町の19年度に予定している事業について、18年度の補正対応という格好でやってくださいということで県の方から通知が来たものですから、町としましても、国が補正予算という格好でやる以上は、そういう格好で追随しなければならないかなということで今回そういうふうになったわけです。

では、国の方がどうしてこの辺のところを強くということになるわけですが、文科省の方も実は、地震補強といいますか耐震の関係が学校については非常におくれているんだと、そういうことでございます。とにかく耐震補強については早く対応してほしいということもあって、文科省の方も早くその事業をやりたい、そのようなことから18年度補正予算という格好でやられたと聞いております。

おっしゃられておりました、この18年度補正にやることによってどういう影響が出てくるかということで、実は私ども財政の方にお願ひするときも、財政の方は当然これも19年度予算でいいじゃないかと、そういうことで当初財政の方も言っておまして、ただ、今回、補正予算ということで、実は国の方は補正ということもあって、地方に、私ども蟹江町の方に急にその財源を求めるといふのも町の方は大変だろうということもあって、要は起債関係、借り入れる関係が、通常、補助金関係で90%の起債がつきますが、それを100%すべてつけましょう。あと、単独分といいますか、そういうものについても、通常75%の起債ですが、それを100%すべて国の方で起債の方で持ちましょうということで、要は、町の方で一般財源として使う金を起債で今回は賄うことができますよと、そういう通達が参っています。

それから、もう一つは、補助金の関係で、18年度の補助金を19年度の補助金という、本来、19年度の補助金というのは補助単価が18年度よりも若干下がるようでございますが、それを18年度の補助単価を使うということで、そういう意味で補助金も19年度でやるよりも国の補助金が多少たくさん来るといふことで、そういう財源的な面からも少し町としても有利になるよということで、今回、18年度の町の補正予算の中に組み入れていただいたわけです。

具体的な数字で言いますと、例えば屋体、体育館の関係ですと、起債の関係で約1億4,000万円ぐらい、通常であれば1億4,000万円ぐらい余分にといふか、起債が借りられるということ。それから、補助金で言うと約120万円ぐらいになりますが、そのぐらいが19年度

にやる事業と比べると18年度の補正の方が約120万円ほど有利に補助金がいただける。そういうこともあって、今回、財政の方に、この事業については18年度でやってくれないかということをお願いして、今回の補正という格好になったわけでございます。

以上でございます。

○3番 山田新太郎君

もう1こ、何%というのは誰か……

○総務部次長・総務課長 加藤恒弘君

ただいまの第2問目のお話でございますが、昨年度のに対して、実はこれを入れたらどうだというお話でございます。

この事業費合計で8億8,004万8,000円でございます。この事業費を足しますと、19年度、想定予算になりますが、88億7,104万8,000円という数字でございます。これは18年度の2%増の金額、予算額になってまいりますので、よろしく願いいたします。

○3番 山田新太郎君

わかりにくかったんですけども、耐震という言葉が使われて、補助が出るというお話でしたが、これは体育館の方も同じというふうに理解していいですね。そうですね。だから、全体的に同じように補助が出るという理解でよろしいですね。ありがとうございます。

それで、当然ですが、これ町民の方にご説明が物すごく私どもしにくいわけで、新聞にも一般予算8%減というようなことが出ていて、新聞社には失礼ですけども、今、加藤次長の方からの答弁を聞きますと、事実と本当は違うわけですね。本当は19年度に入れた場合には2%増なんですね。これは非常に数字の魔術的なことが新聞社を通して現在行われたわけで、これを私ども修正するには物すごく多忙なる労力を費やさない限り、事実を事実として町民の皆様にお伝えしにくいわけですね。

だから、行政改革を旗印にされているわけですから、やっぱり行政そのものをガラス張りにすべきだと私はずっと思っているわけです。だから、今回のこのわかりにくい予算、それを何か広報的なものに載せていただきたいというのが私の気持ちなんですね。それでないと、これ一人一人説明しておったら、もうできないわけですよ、私たち議員の力では。だから、ぜひですね、新聞にあのように、すみませんが、間違っただけとかわせていただきますが、間違っただけ数字が8%減というふうに載っておるわけで、そのようなことをぜひどこかで町として載せていただけるようにしていただきたい。それをちょっとどこかで約束をお願いしたい、どこかというか、ここで約束をお願いしたいんですが。

○町長 横江淳一君

ちょっとお答えをさせていただきたいと思います。

議員のご質問でございますけれども、今、るる担当が申し上げましたとおり、8%減といいますと、今申し上げましたとおり、18年度にとりあえず前倒しで施策を実行する、繰越明

許という、予算のときに説明させていただきますが、その手法を使わせていただきました。ご存じのように、地方自治体というのは単年度予算でありますので、単年度歳入、単年度歳出が基本であります。中には年度をまたいでする事業もございます。そのときに繰越明許費ということでこれを書かせていただきます。

そして、8%減というのは、本来ですと2%プラスになるということも報道関係者には予算の説明にはしてございますが、たまたま報道関係者の方がそういう書き方をされなかったというのはちょっと残念でありますけれども、決して間違いではない。といいますのも、所信表明にも全体予算として私も数字を羅列しておりますので、何とぞその分だけご理解を賜りたいというふうに思います。

○3番 山田新太郎君

町長の説明は私は十分理解しておるんですよ。そんなことは当たり前に分かっているわけです。わかっていることをこんなところで同じように言ってもらうのは、正直悲しいなというのは事実ですよ。

私の言いたいのは、2%ふえる予定だったわけですよ、その点がどこにも明示されなくなるわけですよ、このままいけば。町民の皆さんが誤解をするわけですよ。だから、やっぱり、別に悪いことやおるわけじゃないんで、お互いがね。そういう2%だったんだけど、今回このような補正をしたことによって8%減になりますよと。新聞社まで発表したんだから、町の何かの広報の中に入れればいいわけで、私はそれを言っただけであって、そんなどうのこうのということをおらんわけですよ。

せっかく新聞社まで発表したことなら、まさしくガラス張り行政でいいことじゃないですか。それをどこかに、町民の皆様にも聞かれても、ちゃんとこういうふうにしてあるでしょうと、これが事実なんですよと言えるような文章をどこかに発表してくださいと、そういうことを言ってるんですよ。だから、ガラス張り行政として、ぜひお願いします。

○町長 横江淳一君

大変失礼をいたしました。

それでは、予算を通していただいた末に検討させていただき、広報に注釈を加えさせていただきます。よろしくお願いたします。

○7番 山田邦夫君

7番 山田です。

山田新太郎議員とほとんど同じ質問をしようとしておりました。当然いいんですが、以前に、数年前に地方債の借りかえというのが数億円ありまして、歴年の予算やその他を見ているとわかりづらいことが起きました。今回も、後年に見るとそういうことが、ここでこういうことになったということがはっきり、こういう資料には書いてありますけれども、予算組んだり決算したりのときにわかりにくいわけですね。

それで、今、新太郎議員は広報でと言いますが、非常に行政的、議会的でわかりにくいんです。説明しにくい。そして、どうしてこの補正予算が出たかも説明ありましたのでわかります。ですけれども、年度のこういうイレギュラーな大きな変化というのは、何らかの形で資料に何か付記、記載しておいて、いつも旧資料を見るときにわかるようにしてほしいという私も希望であります。

おっしゃるとおり、非常に説明しにくい。国がどうして、19年度にやることを18年度末に、実質何も着工も契約もしないのに予算を数億円組んで補正をするかというのは町民にはわかりにくいことですね。それはわかるように我々も説明したいと思いますので、後年わかりやすい資料を付記するなり、ただし書きするようなことを要望しておきます。

○11番 小原喜一郎君

11番 小原喜一郎でございますが、今の問題に関連してちょっと、これは意見として申し上げておきたいと思うんですけれども、次長の説明がですね、ちょっと回りくどくてわからないんですよ。あなたのを聞いておってまとめますと、今回の措置は国の事情によって、つまり耐震補強を急ぐということもあって、追加、補正予算をやった。結果として、国の都合でこういうふうになったということが一つ。それから、もう一つは、積算上、今年度でやると蟹江町にとって有利と、補助金が多くなるから。それでこうしたんだということで明瞭じゃないですか。そういうふうに説明すべきだと思うんですよ。余り回りくどい話をするからわからない。それはそれでいいと思うんですけれども。

私、あと一つ質問。

5ページの3表について、学校ネットワーク機器等借上料、この追加と廃止と変更になりました事情ですね、事情を細かく説明してください。

○教育部次長・教育課長 伊藤芳樹君

これは債務負担行為ということで、実は18年度の当初予算のときに、パソコン機器の借上料、それから、小・中学校のネットワークという格好で2本に分けてやっておりました。どうということかといいますと、パソコンの機器の借上料というのは、各小・中学校の職員室にですね、蟹江町の今各職員がパソコン持っておりますが、ネットワークを組んでメールとかいろんなことができるわけですが、そういうものを各小・中学校の職員室にも6台今回入れておきましょうということで、計42台各学校の方に入れていこうと、そういうことを18年度で計画しておりました。

それは本当のパソコンの機器だけの借上料ということで、上の方がそこに書いてあって、それともう一つ並行して、パソコンの実際にネットワークを組むに当たっては、それに対する費用もたくさんかかりまして、それを実はパソコンの機器の借り上げとネットワーク関係を別々に予算を組んでいたわけですが、当初は。ところが、今回、実際発注するに当たっては、すべてそれを同一の状態、パソコンの機器も、それからネットワークもすべて同じような

格好でやっていきたいと思いますという、そういうこともあって、今回、当初予算では別々にやっていたんですが、入札等を全く同じような格好でやったものですから、それを合算してというか、新しく、要は合算して一つのものにしたということで、今回、この2つの分を廃止して新しく1つやらさせていただいたという、そういうものでございます。

ちょっと説明がわかりにくかったんですが、そのような感じで今回やらさせていただいたということです。

○10番 林 英子君

29ページ、31ページの積立金の問題のところでお聞きをしたいと思います。

以前、蟹江町はお金がないので6億円取り崩しをした。本当に蟹江町は金がない。そういうすごく宣伝が行き渡っておりました。ところが、今度この補正予算を見ますと、積立金、29ページ、そして31ページのところです。そして、今度この積立金1億円、そして、今度、財政調整基金には4億6,100万円もの積立金をする。この6億円、赤字になると言って崩しておきながら、ここへ持ってきて、しかもこの補正予算の中での積立金、これをどのように町民の方に説明をされるのか、私もわかりませんし、ぜひこの4億6,100万円プラス1億円の5億6,100万円の積立金について説明をしてください。なぜこういうふうになったのか。

○総務部次長・総務課長 加藤恒弘君

そういう観点でご質問いただくと、私どもが申し上げられるのは、先ほどからる説明をさしあげております借り入れの部分をちょっとご注目をいただきたいということでございます。

借り入れ、当初予定しておりましたより、実は18年度で9億1,240万円、この補正予算でも上げさせていただいております。この金額を借り入れて事業を進めておるということでございます。ですから、今おっしゃられました5億4,000万円の額でございますが、そちらの積み立てにつきましては、実は借り入れにつきましては、今後、はっきり申し上げて、施設を建設する場合以外にももちろんお借りすることができませんので、現在、施設を建設する場合、あるいは増改築する場合につきましては、借りられるだけ借りさせていただき、この原資をもとに、後世のといえますか、来年度からの一般会計の運用をさせていただくということで、ためさせていただいたということでございます。

ですから、これはプラス、マイナスすれば、当然私どもの持っております、これは80億円に借り入れの方がふえてまいりますし、預金の方、基金の方は40億円ということで半分でございます。その後には、下水道も入れますと90億円というのが、もう既に来年度の予定でございますので、このあたりをごしんしゃくいただきますよう、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

○議長 猪俣二郎君

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第1号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第1号は精読とされました。

ここで暫時休憩をいたします。

(午前10時25分)

○議長 猪俣二郎君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時45分)

○議長 猪俣二郎君

日程第7 議案第2号「平成18年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)」を議題といたします。

提案説明を求めます。

○民生部長 石原敏男君

提案説明した。

○議長 猪俣二郎君

提案説明が終わったので、これより質疑に入ります。

○10番 林 英子君

私は、ここで資料請求をしておきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

年度別の税目別滞納状況表、これは17年12月の議会にいただいて、その後出ておりませんので、17年度の税目別滞納状況。そして、もう一つは高額滞納者一覧表、これはもちろん町民税に始まって国民健康保険税の滞納者の高額滞納者一覧表というのをぜひ、16年度はありますけれども17年度がありませんので、ここで資料請求をしておきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長 猪俣二郎君

石原民生部長、出せますか。

○民生部長 石原敏男君

この資料につきましては、一度収納課の方と調整しまして、できるだけ提出するように調整したいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長 猪俣二郎君

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第2号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第2号は精読とされました。

○議長 猪俣二郎君

日程第8 議案第3号「平成18年度蟹江町土地取得特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

提案説明を求めます。

○総務部長 坂井正善君

提案説明した。

○議長 猪俣二郎君

提案説明が終わったので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第3号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、議案第3号は精読とされました。

○議長 猪俣二郎君

日程第9 議案第4号「平成18年度名古屋都市計画事業蟹江第二学戸土地区画整理特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

提案説明を求めます。

○産業建設部長 河瀬広幸君

提案説明した。

○議長 猪俣二郎君

提案説明が終わったので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第4号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、議案第4号は精読とされました。

○議長 猪俣二郎君

日程第10 議案第5号「平成18年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

提案説明を求めます。

○民生部長 石原敏男君

提案説明した。

○議長 猪俣二郎君

提案説明が終わったので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第5号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、議案第5号は精読とされました。

○議長 猪俣二郎君

日程第11 議案第6号「平成18年度蟹江町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

提案説明を求めます。

○産業建設部長 河瀬広幸君

提案説明した。

○議長 猪俣二郎君

提案説明が終わったので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第6号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、議案第6号は精読とされました。

○議長 猪俣二郎君

日程第12 「所信表明」を行います。

横江町長から所信表明の申し出がありましたので、これを許可します。

横江町長、ご登壇ください。

（町長登壇）

○町長 横江淳一君

本日、3月定例議会を招集いたしましたところ、議員各位にはご多忙中のところ参集を賜り、まことにありがとうございました。

ここに、平成19年度予算案を初め、関係諸議案のご審議をお願いするに当たり、私の所信の一端を申し上げ、町政の運営について、町議会の皆様並びに町民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げる次第であります。

私は町民の皆様の幅広いご支援とご信任をいただき、町政を任せられてから、早くも2年が過ぎ、折り返しの年となりました。就任したときの初心を忘れず、議会を尊重し、誠心誠意をもって町民の皆様の思いを町政に生かしていきたいと考えております。

さて、昨年を振り返りますと、2月のトリノ冬季オリンピックから始まり、3月のワールドベースボールクラシック、6月のワールドカップサッカードイツ大会、12月はドーハアジア大会とスポーツ満載の1年であり、多くのスポーツ選手の活躍を目にし、感動したことを覚えています。また、国内においては、9月6日には、皇位継承順位第3位となられる悠仁（ひさひと）様が誕生され、日本じゅうが歓喜にわきました。その一方、構造計画書偽造問題（耐震強度構造計画書偽装事件）、有名企業の粉飾決算事件や大手企業による相次ぐ問題隠しの発覚、地方自治体においても、裏金問題や財政破綻、いじめによる自殺や高等学校必修科目未履修問題等、身に詰まる思いのする事件が相次ぎました。

政界においては、昨年9月に、5年5カ月間続いた小泉内閣から安倍内閣へバトンタッチされ、初の戦後生まれの内閣総理大臣が誕生し、その施策方針の中で、今年を「美しい国創り元年」と位置づけ、これを実現するための新成長戦略を推し進めています。

日本の経済は、昨年11月末現在で、58カ月間連続で成長し、「いざなぎ景気」を超えたとも言われていますが、当町においては、先の読めない厳しい財政状況が続いています。この状況下で町政のかじ取りは相当難しくなるものと覚悟はしておりますが、昨年から申し上げていましており、平成19年度を「行革元年」とし、足腰の強い新しい蟹江町をつくるべく思い切った施策の転換を図ってまいりたいと考えております。

それでは、平成19年度の当初予算の説明をさせていただきます。一般会計につきましては、前年度比8%減の79億9,100万円、特別会計は、国民健康保険事業特別会計を初めとする8特別会計で前年比1.3%増の74億2,002万1,000円、企業会計の水道会計では前年度比3.8%減の9億969万円で、総額163億2,071万1,000円の予算を編成いたしました。

予算の基幹となっております一般会計につきましては、前年度に比較し予算規模的には6億9,856万2,000円の減となっております。これは、本来、平成19年度当初予算として計上する予定をしておりました老朽化による蟹江中学校屋内運動場増改築工事及び本館校舎耐震補強等工事の予算化を、国の補正に対応し、平成18年度補正予算にて対応することによるものであります。

一般会計における主な歳入の状況について申し上げますと、まず町税であります。三位一体改革の税源移譲、これは所得税から住民税へ、の実施や定率減税の廃止により、前年度比9.4%増の49億8,002万8,000円を見込んでおります。地方譲与税では、同じく三位一体改革の税源移譲に伴い所得譲与税が廃止されるため、70.8%減の1億900万円を計上しました。地方交付税につきましては、平成18年度の蟹江町の財政力指数が0.986であったことから、平成19年度はさらに厳しくなると予想し、40%減の6,000万円を見込みました。町債は

49.2%減の4億4,520万円、そのうち地方交付税の補てんともいえる臨時財政対策債は前年比11%減の3億4,950万円、そのほか蟹江西保育所の増築工事、災害対策特殊救急自動車整備事業、高規格救急自動車整備事業や消防団拠点施設等建設工事で9,570万円計上いたしております。

歳出の主な状況を性質別に説明申し上げますと、最初に人件費、扶助費、公債費の義務的経費ではありますが、退職者補充を抑えた人件費では2.6%減の24億5,874万2,000円で、扶助費は、身体障害者に対する支援費が扶助費からその他経費（補助費等）へ変更になったことにより24.1%減の6億1,393万3,000円、公債費は8.3%増の5億6,168万3,000円となっております。次に投資的経費につきましては、46.2%減の6億7,031万4,000円となっており、物件費や維持補修費などのその他経費では全体で2.7%増の36億8,632万8,000円となっております。

それでは、施策の内容等について、総合計画の体系に従いまして順にご説明させていただきます。

まず、第1章「いきいきと暮らせる健やかなまちづくり」では、次に掲げる諸事業を進めてまいります。

1 疾病予防対策事業といたしましては、健康日本21蟹江町計画である「かにえ生き生きプラン21」の推進3年目に当たります。町民が心身とも健やかに暮らせるよう、生活習慣病（メタボリックシンドローム）などの予防に引き続き取り組み健康寿命の延伸を目指してまいります。それに加え平成19年度は、～支え愛 認めあい わかちあい～、～人間味ある、魅力ある人に～をスローガンにした「休養・こころの健康づくり」の分野を重点に、健康教育、健康相談を開催することにより町民の健康づくりに努めてまいります。

2 地域福祉事業につきましては、現在、小学校就学前まで行っている乳幼児医療費助成事業を、入院費個人負担の助成について、対象を小学校6年生まで拡大し、子育て支援策の充実を図ってまいります。

3 児童福祉事業に関しましては、保育所の環境整備として0歳児から2歳児までの保育充実を図るため、蟹江西保育所の増築を実施してまいります。

4 障害児（者）福祉につきましては、精神障害者とその家族に対して、通所の相談、創作的活動、生産的活動や社会交流活動を行い、地域での生活を支援することを目的に精神障害者等居場所づくり委託事業を実施してまいります。

5 平成20年度は、医療制度改革により制度が大きく変わるため、平成19年度は、その対応として大変重要な年となります。

国民健康保険事業に関しましては、国の医療費適正化計画に基づき特定健康診査・特定保健指導基本指針が定められ、平成20年4月実施される特定健診等実施計画を策定してまいります。

6 平成19年度で老人保健制度が終了し、平成20年度から75歳以上の高齢者から保険料を徴収して行う新たな医療制度「後期高齢者医療制度」が始まります。この制度の開始に伴う町民皆様の混乱を引き起こさないように万全な対策に努めてまいります。

このような医療制度改革等により事務処理がより煩雑化するため、課の新設を伴う組織の改編を行い、合理的に事務事業の推進ができるよう努めてまいります。

次に、第2章「個性と創造性を育むまちづくり」については、次に掲げる事業を進めてまいります。

1 生涯学習、生涯スポーツ事業の推進につきましては、町民の皆様の声を反映した新規の講座や特色ある生涯学習講座を開催してまいります。また、だれもが生涯にわたってスポーツを楽しむことができる社会をつくり上げるため、時代の変化に対応した新たなスポーツ振興の考え方や仕組みづくりが必要となります。これまでの学校や企業への依存体質、団体や組織の閉鎖性、行政指導の画一的な手法を見直し、地域が一体となってスポーツの自立したシステムをつくり出すことにより、生涯にわたってスポーツを楽しむことができる「場」を地域につくり、地域に住む人の生涯スポーツの拠点として、だれもが求める環境づくりを目指し、平成20年度の「総合型地域スポーツクラブ」の創設に向けた取り組みを進めてまいります。

2 文化・芸術事業の推進につきましては、平成14年に国選択文化財に選択をされました須成祭全体の資料調査及び刊行物の作成に向け、平成18年度から続く須成祭記録作成事業に取り組んでまいります。

3 義務教育事業につきましては、健康かつ安全で豊かな学習環境の確保に努めてまいります。学校施設の重点整備としては、蟹江小学校、新蟹江小学校、学戸小学校、蟹江北中学校施設等設備の老朽化に伴う修繕と蟹江小学校管理棟耐震補強基本設計を委託し、教育施設の充実を図ってまいります。

また、平成19年度への繰越事業といたしまして、昭和36年に建築された蟹江中学校屋内運動場は老朽化が激しいことから、平成17年度に耐力度調査を実施したところ危険校舎と認定されたので、取り壊した後、増改築工事を実施してまいります。蟹江中学校の屋内運動場は、学校施設として使用するほか、多くの住民を収容できる広域避難場所として、また、施設開放による生涯学習の活動の場として利用してまいります。

小・中学校の耐震補強事業は計画的に進めており、今回、昭和43年に建築された蟹江中学校本館の耐震補強を行い、子供たちが安全に学校生活を送れるよう整備してまいります。

近年、児童生徒の不規則・不健康な食生活に起因すると思われる深刻な事態が増加傾向を示しております。政府が平成17年6月に制定した「食育基本法」により健康な食生活の実践の推進を求め中、今まさに当町では給食センターの老朽化による施設更新に向け取り組みを始めているところであります。新しい給食センターの機能を十分活用していくことで、当

町の「食育推進の核」となり、その役割をしっかりと果たしていきたいと考えております。また、配送車の更新は、生活環境に及ぼす大気汚染への規制「自動車NOx・PM法」によるものであり、学校給食が目指す「安全・安心」を図ってまいります。

次に、第3章「自然と共生する快適なまちづくり」については、次に掲げる事業を進めてまいります。

1 河川の整備につきましては、愛知県と協働して、蟹江川護岸において、蟹江川水辺スポット整備事業を進め親水空間の創出に着手してまいります。

2 排水施設の機能充実につきましては、遊水地的機能を持つ農地の宅地化等により発生する降雨時の冠水被害の対策として、排水機の改良、増強に努めていますが、平成19年度は本町舟入排水機場と今排水機場の2カ所におきましてポンプの自動復旧装置を整備し、停電時の排水対策の強化を図ってまいります。

3 上水道事業につきましては、「安全でおいしい水」を皆さんの家庭に安定的に供給するため、布設後20年以上経過した铸铁管などの布設替えを順次進めてまいります。また、昭和57年に設置した蟹江浄水場PCタンク3号、4号、2基の緊急遮断弁操作盤を更新し、緊急災害時における水の確保が確実にできるよう、安心対策をしてまいります。

4 下水道事業といたしまして、日光川下流域関連公共下水道整備事業の平成19年度工事につきましては、本町上処理分区、本町北処理分区等におきまして管渠布設工事を引き続き予定しております。工事を施工する地域の皆さんには、日常生活にご迷惑をおかけいたしますが、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

また、下水路につきましては、老朽化による排水路の不等沈下を解消し住環境の整備を図るため、平成19年度より学戸土地区画整理事業地区内の学戸2号排水路の改修を進めてまいります。

5 し尿・雑排水処理事業につきましては、公共下水道が整備されるまでの代替策として、合併処理浄化槽設置費に対する補助の継続を行ってまいります。また、生活排水処理のソフト対策として、水切りネットの使用や三角コーナーの設置を呼びかけるなど生活排水処理の啓発を行ってまいります。

6 循環型構造社会の形成、環境衛生、ごみ処理につきましては、ごみを適正に処理・処分するために、ごみの3R（リデュース、リユース、リサイクル）の徹底を町民と一体になって啓発し、収集・分別・リサイクルを進めてまいります。特にごみの減量化の啓発を徹底し、歳出の抑止に努めてまいります。

また、プラスチック類等ごみの増加に伴い、リサイクル可能な食品トレーやペットボトルの回収場所の見直し等を行い、多くの町民が利用できるよう努めてまいります。ペットボトルにつきましては、売却を行ってまいります。

7 消防に関しましては、地域の消防防災拠点として、老朽化に伴う団員詰所を備えた機

械器具格納庫の整備をこれまで計画的に進めてまいりました。平成19年度は、新蟹江西分団の機械器具格納庫の整備を予定しており、これにより8分団すべての整備が完了します。

また、平成5年度に配備した救急2号車を災害対応特殊救急自動車（高規格救急自動車）に更新し、機動力の強化と救命率向上を図るため、整備の充実をしてまいります。

8 防災につきましては、昭和60年度に整備しました同報無線の老朽化に伴い、親局の機器の更新をし、緊急時の放送等に万全を期してまいります。また、阪神大震災を教訓に防災資機材や災害用ろ水機を整備し、震災対策の充実を図ってまいります。

昭和56年5月31日以前に着工された民間木造住宅の耐震診断につきましては、平成19年度も個人負担なしで診断を受けることができますし、耐震の改修費につきましても補助金を利用することができます。しかし、耐震診断の受診率はまだまだ低く、建物の耐震度を知るためにもぜひ診断を受けられるよう啓発を引き続き行ってまいります。また、より耐震化を推進するため、その指針となる耐震改修促進計画を策定してまいります。

9 防犯につきましては、行政と民間が一体となって犯罪防止活動を行うことにより、身近な地域で犯罪が起りにくい生活環境をつくり上げ、その活動を継続することにより、安全な地域社会を実現するための条例を整備し、さらなる自主防犯意識の向上に努めてまいります。

次に、第4章「秩序ある楽しく歩けるまちづくり」では、次に掲げる事業を進めてまいります。

1 市街地整備事業につきましては、現在、蟹江今駅北特定土地区画整理組合が事業主体となり、JR蟹江駅北側で区画整理事業を進めております。平成19年度は実施設計等の事務的業務と各種の工事を予定しております。町は、この事業に対して補助金を交付し、良好で快適な居住地の形成を目指すため、地元住民とともに事業の促進を図ってまいります。

2 道路整備事業といたしまして、既存の生活道路は、歩車道の段差や路面の凹凸、道路側溝の破損など危険な箇所も多くあります。民間・ボランティアからの情報収集や恒常的に道路の点検を行い維持管理に努めてまいります。

地震防災の観点から、重要な路線に位置する橋梁につきましては、平成17年度から橋梁耐震補強工事に着手し、引き続き平成19年度は、江向橋、中瀬橋及び水明橋の耐震補強工事を進めてまいります。

次に、第5章「活力と交流のまちづくり」では、次に掲げる事業を推進してまいります。

1 農業振興につきましては、各種の土地改良事業を推進し、農業基盤となる土地の生産性を高めるため、引き続き幹線排水路や農道の維持管理に努めてまいります。

平成19年度からは、近年の排水量の増加と施設が機能低下している鍋蓋新田二期地区の排水機場を湛水防除事業により改修・整備し、湛水被害を受けることなく農地の保全と災害に強いまちづくりを進めてまいります。

2 商工業の振興につきましては、全体としての景気は上向いているものの、依然として中小の商工業者を取り巻く経営環境は厳しい状況にあります。商工会との連携を図りながら、商工業の活性化や経営の安定・改善に向けて支援してまいります。

3 観光事業としましては、昨年11月に、温泉通り線に沿った尾張温泉敷地内に、住民や観光客の交流の場となる「足湯かにえの郷」をオープンすることができました。このような交流の拠点となるインフラ整備、観光PRの促進をし、観光客の招致を図ってまいります。

次に、第6章「町民と手をたずさえるまちづくり」については、次に掲げる事業を推進してまいります。

1 まちづくりミーティングについてであります。できるだけ間近で町民の皆さんと話し合いができたらと、一昨年の各小学校区の開催に続き、去年は町内会単位で開催をさせていただきました。その場ではたくさんの方々からさまざまな意見をいただき行政施策の参考とさせていただきました。平成19年度におきましては、その進め方については未定であります。住民の方とのきずなをより一層深めていくまちづくりミーティングを工夫し、引き続き開催していきたいと思っております。

2 平成23年度から始まる第4次蟹江町総合計画は、住民参画型で住民と協働で策定し、ともに実践できる計画づくりを目指しており、そのための意識づくりと体制づくりに挑戦してまいります。

以上、平成19年度の町政の運営に関する基本的な考え方と諸施策を蟹江町総合計画の体系に沿って、申し述べさせていただきました。

ここ数年は、蟹江町にとって財政状況の大変厳しい年が続きますが、だからこそ足腰の強い、小さくともキラッと光る蟹江町をつくる重要な時期であると思っております。私は、蟹江町民が、また蟹江町で働く職員が、さらには蟹江町を訪れるすべての人がほほ笑むことのできるよう、全職員の先頭に立ち、不断の努力と英知を発揮し、決断と実行力をもって町政経営に取り組んでまいり所存であります。

議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

平成19年3月5日、蟹江町長、横江淳一。

(町長降壇)

○議長 猪俣二郎君

これで所信表明は終わりました。

○議長 猪俣二郎君

日程第13 議案第7号「蟹江町安全なまちづくり条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 坂井正善君

提案説明した。

○議長 猪俣二郎君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第7号は、会議規則第39条第1項の規定により総務文教常任委員会に付託したいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第7号は総務文教常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 猪俣二郎君

日程第14 議案第8号「蟹江町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 坂井正善君

提案説明した。

○議長 猪俣二郎君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

○3番 山田新太郎君

3番 山田新太郎でございます。

5ページのことですが、私、ある会社でずっと総務関係やっております、この残業のことをよく話し合ったことがあるんですが、結論は、一般的には7時ごろに15分とか10分とか休憩とったりですね、また10時ごろということがありますが、これ5時で終わっておりますんですが、ちょっとこの辺が、私、職員の方々の実態ちょっとわからないものですから、まことに素人的な質問で申しわけないですが、当然9時ないし8時ごろまで残業ある場合があると思うんですが、こちらもやっぱり、せつかく今このように整備されるなら、明記していったらどうですか。やっぱり残業というのは、どういうことがあって、どういうことがあるかわからないこともやっぱり想定していかなあかんものですから、やっぱり、ごく当たり前の民間企業でしたら、それがもう定められておるわけで、そのようなこともやっぱりやっておくべきだと私は思います。

それと、もう一つ、私、この機ですからお聞きしますが、残業手当というのはどの職位の方までがつくんですか。それも私ちょっとわからないものですから、素人的でまことに申し

わけないんですが、この機ですから一度教えてください。

以上です。

○総務部次長・総務課長 加藤恒弘君

ただいま、5時15分以降の残業というんですか、時間外勤務のお話をさせていただきました。私どもの方といたしましては、現在、時間外には縮減要項というのをつくっておきまして、現在におきましても5時15分から5時30分までの間は15分間休憩をとりまして、そこから時間外を発するというような体制で進めておるわけでございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

それから、時間外手当が支払われる職員につきましては、役職でいきますと、ほぼ課長補佐職員以下の者でございます。役職者についてはそういった対応はしてございませんので、よろしく願いをいたしたいと思えます。

○3番 山田新太郎君

ありがとうございます。

私の聞いたかったのは、5時15分から5時半というのと、もう一つ、何があるかわかりませんよ、災害時だとかいろんなことあると思うんですね。そういうときを想定して、絶対、多分7時か10時かその辺に一般企業は当たり前休憩があるんですが、それを聞いておるんですが、その規定はないんですか。ないんだったら、この機に一遍話し合っていて、現実それが適用される場合がないかもしれませぬよ。ないかもしれませぬが、この機ですの、せつかくこれ変えるわけですから、このタイムスケジュール的なものをですね。せつかくですから、民間と比較して、それが適用される場合がないことを願っておるんですが、あり得ることを想定してですね、この際ですから討論してつくっておいたらいかがでしょうか。

○総務部次長・総務課長 加藤恒弘君

その件につきましては、まだ私どもの方は施行しておりませんが、今後、そういったことを組合とも協議をいたしまして、内容的には規則あるいは規程の方で制定するような形になると思うんですけれども、そちらの方で対応していきたいというふうに思えますので、よろしくご理解いただきたいと思えます。

○議長 猪俣二郎君

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第8号は、会議規則第39条第1項の規定により総務文教常任委員会に付託したいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第8号は総務文教常任委員会に付託することに

決定いたしました。

○議長 猪俣二郎君

日程第15 議案第9号「蟹江町の職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 坂井正善君

提案説明した。

○議長 猪俣二郎君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第9号は、会議規則第39条第1項の規定により総務文教常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第9号は総務文教常任委員会に付託することに決定いたしました。

暫時休憩をいたします。

(午前11時54分)

○議長 猪俣二郎君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時00分)

○議長 猪俣二郎君

日程第16 議案第10号「蟹江町基金設置条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 坂井正善君

提案説明した。

○議長 猪俣二郎君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第10号は、会議規則第39条第1項の規定により総務文教常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第10号は総務文教常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 猪俣二郎君

日程第17 議案第11号「蟹江町乳幼児医療費支給条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 石原敏男君

提案説明した。

○議長 猪俣二郎君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

○10番 林 英子君

これは町長の選挙公約でもあり、本当にこれを町民の皆さんが待っていたことというふうに思い、すばらしいことだというふうに私も思います。

その中で、ちょっとお聞きしたいんですけども、なぜ償還払いにしたのかということをお聞きしたいと思います。その理由は何かということです。

今まで、就学前の場合、入院、通院も含めてこれは現物支給でありましたが、なぜ償還払いにしたのか、住民の人には非常にわかりにくく、まず二、三十万円払って、後からしか返ってこないということではなく、だれもそれがあれば使えるというふうにした方がいいのではないかというふうに思います。

また、入院だけだけれども、通院も無料にした場合と予算はどのように違うのか。

(発言する声あり)

だけど、一応聞いておきたいということで今やっております。提案されたことで、この場合、現物支給ではなく償還払いになっているところだけ教えて、なぜそのような方法に今回はしたのかだけ教えてください。

○民生部次長・福祉課長 斎藤 仁君

お答えいたします。

現物給付で受給者証を発行するといいますと、私どもの予測では、入院につきましては、数といいますか案件がある程度絞られてくるだろうということと、それから、医療機関の方で受給者証を見て、入院だけじゃなく通院も含めて現物給付というふうに勘違いされて、また後でいろいろな過誤の関係が出てまいってもお互い迷惑をします。3者が迷惑をするわけでございます、私どもと保護者の方、それから医療機関。そういうようなことがありますので、件数的な数から見込んで、現物給付をやめ、償還払いという形にさせていただきたいということで決定をさせていただいたわけでございます。こういったご提案になりましたので、

よろしくご理解のほどお願いいたします。

以上です。

○議長 猪俣二郎君

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第11号は、会議規則第39条第1項の規定により厚生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第11号は厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 猪俣二郎君

日程第18 議案第12号「蟹江町遺児手当支給条例及び蟹江町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 石原敏男君

提案説明した。

○議長 猪俣二郎君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第12号は、会議規則第39条第1項の規定により厚生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第12号は厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 猪俣二郎君

日程第19 議案第13号「海部地区水防事務組合規約の変更について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○消防長 加賀松利君

提案説明した。

○議長 猪俣二郎君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第13号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第13号は精読とされました。

○議長 猪俣二郎君

日程第20 議案第14号「海部地区休日診療所組合規約の変更について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 石原敏男君

提案説明した。

○議長 猪俣二郎君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第14号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第14号は精読とされました。

○議長 猪俣二郎君

日程第21 議案第15号「海部南部広域事務組合規約の変更について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 石原敏男君

提案説明した。

○議長 猪俣二郎君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第15号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第15号は精読とされました。

○議長 猪俣二郎君

日程第22 議案第16号「海部地区環境事務組合規約の変更について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 石原敏男君

提案説明した。

○議長 猪俣二郎君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第16号は精読にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、議案第16号は精読とされました。

○議長 猪俣二郎君

日程第23 議案第17号「愛知県市町村職員退職手当組合規約の変更について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 坂井正善君

提案説明した。

○議長 猪俣二郎君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第17号は精読にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、議案第17号は精読とされました。

○議長 猪俣二郎君

日程第24 議案第18号「平成19年度蟹江町一般会計予算」ないし日程第33 議案第27号「平成19年度蟹江町水道事業会計予算」を一括議題といたします。

順次提案説明を求めます。

○助役 水野一郎君

提案説明した。

○民生部長 石原敏男君

提案説明した。

○総務部長 坂井正善君

提案説明した。

○産業建設部長 河瀬広幸君

提案説明した。

○水道部次長 上田正治君

提案説明した。

○議長 猪俣二郎君

提案説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第18号ないし議案第27号は、来る3月15日、16日の両日にかけて審議をお願いすることにして、一括精読にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

○7番 山田邦夫君

7番 山田でございます。

資料の作成の仕方について、できれば要望したいんですが、一般会計予算の一覧表ですね、このA3のぎっしりの表なんです、歴年こういう形で、上から下まで、右から左まで、しっかり数字や欄が並んでおりまして、非常によくまとまっていて、こういうものだと思っておるんですが、実は毎年毎年、非常に見にくい面があるなということを気にしております。

その一つは、年間の補正予算ですね。というのは、決算のときに出てくるわけですが、いろんな国の補助や県の補助や、途中で億の単位で補正予算が出てくるということもあります。例えば今回でも、87億円くらいの昨年の当初予算に対して、期末3月には100億円超すわけですね。それは今回、8億円の大きな学校関係がありますけれども、それでも数億円、年間に補正予算が出ているわけです。それがどういうところであるのか、案外と各議会のときの資料を引っ張り出すというのは、我々はやりにくいことなんですね。そういう意味で、この作表の仕方をですね、当初予算に対して年度末、例えば3月末の補正予算まででどのくらいになっているかと。これでは今すぐわかりますね、3月期の補正予算で100億円を超したということがわかります。

それから、この年度でそういう大きな補正やその他で、この表では出てない、当初予算同士の比較では出てないというのについて、大きなというと非常に抽象的ですが、例えば1億円超すような補正が入っているというのについては、これは公園費にしても土木費にしても、いろんなのが、国や県が3月末で決まってくるものですから、当然、後ろで発生してきますね。そういうものがわかるような、もっともこの表は歴年こうなっていて書き込む余地もないしあれですよ、それを別紙にするか、作表の仕方を縮めるか、下のところに備考欄か参考資料として、前年度の補正予算がどのくらいだ、大きなものは何だというようなことをですね、そう簡単にいかないということはわかります、非常に実務者は頭抱えちゃうわけですが

れども、そうなる和我々は資料を一生懸命探さんでもいいわけです。そういう作表の資料提供をしてもらえないものかどうか。それは今から予算審議までに10日間ありますので、多少の参考、備考がこの表の下かどこかにつけてもらえれば、今後改良されていくんじゃないか。

いや、全く頭抱えられちゃうんなら、それはそれで見送りますけれども、そういうことを歴年私は感じておるんです、この予算審議のときはね。そういう要望をいたしますが、いかがお考えでしょうか。

○総務部長 坂井正善君

今、山田議員の方から、途中の補正予算等の主なものとかそういったものについての、数制的なことの多分ご提案だというふうに思っていますけれども、一応、来年というか、ことし1年かけて内部的に検討させていただきたいと、こんなふうに思っておりますし、ある程度そういったことも私は大事ではなかろうかなというふうに認識しておりますので、1年じっくりと考えながら、来年度何らかの形でお示しができればというふうに思っておりますので、よろしくご理解のほどをお願いいたします。

○議長 猪俣二郎君

よろしいですか。

○3番 山田新太郎君

今の話ですけれども、あくまでも一般会社の話ですけれども、会議でその場所で数字というのは全部わかるようにするのが一般の会社の会議なんですね。だから、足し算引き算がしてなけりゃ、どなられるし、総合計、最終的に幾らなんだということを明記するのが当たり前であって、今、山田議員の言われたことは至極当然のことだと私は思います。

だから、余り一般会社の話はしてはいけないと思いますが、やっぱり1枚の紙で討議ができる内容のものをここに提出すべきだと私は思います。

だから、今、部長の方が積極的に前向きな意見を言っていただきましたので、当然1年あれば準備できると思いますので、今回は間に合わないと思うんですが、この会議の席上で議員がいろんなものを引っ張り出してきて幾らだというふうじゃなくて、もう引っ張り出してあって、総合計こうですよというでない議論というののベースがないわけですよ。それがあって初めて議論ができるんであって、そのようにぜひ前向きな行動をとっていただきたい。以上です。

○議長 猪俣二郎君

他にございませんか、資料請求ございませんか。

(「なし」の声あり)

それでは、一括精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第18号ないし第27号の10議案については精読と

され、3月15日、16日の両日にかけて審議をお願いすることになりました。

お諮りいたします。

精読になっておりました選挙第1号「海部地区休日診療所組合議会議員の選挙」、選挙第2号「海部南部広域事務組合議会議員の選挙」、同意第1号「蟹江町教育委員会委員の任命について」をこの際日程に追加し、議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、3案を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

○議長 猪俣二郎君

追加日程第34 選挙第1号「海部地区休日診療所組合議会議員の選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、議長において指名することに決定いたしました。

海部地区休日診療所組合議会議員に、高阪康彦君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました高阪康彦君を海部地区休日診療所組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。ただいま指名いたしました高阪康彦君が海部地区休日診療所組合議会議員に当選をされました。

ただいま海部地区休日診療所組合議会議員に当選されました高阪康彦君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

○議長 猪俣二郎君

追加日程第35 選挙第2号「海部南部広域事務組合議会議員の選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりた

いと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議長において指名することに決定いたしました。

海部南部広域事務組合議会議員に、加藤正雄君、林英子君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました加藤正雄君、林英子君を海部南部広域事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。ただいま指名いたしました加藤正雄君、林英子君が海部南部広域事務組合議会議員の当選をされました。

ただいま海部南部広域事務組合議会議員に当選されました加藤正雄君、林英子君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

○議長 猪俣二郎君

追加日程第36 同意第1号「蟹江町教育委員会委員の任命について」を議題といたします。本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(「なし」の声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより同意第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

同意第1号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、同意第1号は原案のとおり同意をされました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

(午後 2時46分)

